

観光イベントにおけるあいちの歴史観光 PR 業務 仕様書

第1 目的

あいちの歴史観光推進協議会（以下、協議会という。）は、2023年放送の大河ドラマ「どうする家康」を契機に設立された「愛知県大河ドラマ『どうする家康』観光推進協議会」のオール愛知の連携体制を継承するとともに、更なる観光誘客及び協議会内周遊観光の促進を図るため、2024年2月に設立された。

この協議会を軸として、武将観光に留まらず、「武将」「お城」「街道」などのテーマを掛け合わせて、「歴史観光」の振興を図るため、愛知県が主催あるいは出展する観光イベントにおいて、あいちの歴史観光のPRを実施する。

第2 業務内容

下記2つのイベントにおいて、それぞれ協議会のPRを実施すること。

1 愛知の観光物産展（首都圏）におけるPR

愛知県の主催事業である首都圏・関西圏プロモーション推進事業により開催する愛知の観光物産展（首都圏）において、集客を目的としたステージ企画及び協議会ブースの出展を実施すること。

(1) 開催日時・会場

物産展は土日祝日の連続する2日間、首都圏のショッピングモール、広場、駅イベントスペース等で開催される。詳細については、首都圏・関西圏プロモーション推進事業受託事業者と県の協議により日程などが決定し次第、協議会から通知するものとする。※時期は7月以降を想定。

(2) 内容

ア ステージ企画

- ・あいちの歴史観光をPRするのにふさわしい、専門家などが出演する魅力的なステージ企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。なお、ステージの設置については業務内容に含まない。
- ・ステージ企画に係る進行台本を作成すること。

イ 協議会ブースの出展

- ・愛知の観光物産展（首都圏）において協議会ブースを1小間出展すること。
- ・物産展と内容が異なることをPRできるよう、装飾（パネル等）を実施すること。
- ・ブースへの集客につながる、ミニゲーム等の参加型コンテンツを企画・運

営すること。

- ・来場者（100名以上/日）を対象にアンケートを実施すること。
 - ・出展準備から当日の運営、撤去までの一連の運営マニュアルを作成すること。
 - ・協議会が用意する資材等は、愛知県庁で集荷・運搬することとし、イベント終了後は、愛知県庁に搬送すること。
 - ・前日から準備をする必要がある場合は、受託者の人員・費用により実施すること。
 - ・首都圏・関西圏プロモーション推進事業の受託事業者と出展調整を行うこと。
 - ・協議会ブース運営に十分な人数の人員を配置し、現場には十分な実績を持つ統括責任者を配置すること。
 - ・協議会ブースの設営・撤去を行うこと。
 - ・実施に必要な物品の搬入出の手配をすること。
 - ・協議会ブース内のクレーム・トラブルへの対応等の運営管理を行うこと。
- また、来場者からの意見等を必要に応じて随時報告すること。
- ・必要に応じて出展者パスを手配すること。

2 TEJ2025 における PR

国内最大の旅行博である「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸」愛知・名古屋ブース内の協議会スペースにおいて、歴史体験コンテンツを企画・運営すること。

(1) 開催日時・会場

期 間：2025 年 9 月 27 日（土）・9 月 28 日（日）

※TEJ2025 の開催期間のうち、9 月 25 日・26 日の旅行業界・プレス向け展示商談会においては開催しない。

場 所：愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」
（常滑市セントレア 5 丁目 10 番 1 号）

主 催：公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会、
日本政府観光局

時 間：10:00～18:00 最終日は 17:00 まで

(2) 内容

・愛知の歴史観光の PR につながるよう、下記の例を参考に歴史を体験することのできるコンテンツを企画・運営すること。

○兵糧丸などの戦国時代の試食体験

- 甲冑などの試着体験（重さを体感）
- 甲冑を着用して撮影できるパネル作成
 - ・体験型コンテンツゾーンは、1 小間（3m×3m）程度を想定し、ブース代、出展費用は不要。
 - ・体験時に渡す記念品（体験で作成したものやノベルティ等）が必要となる場合にはその費用も含めること。
 - ・必要に応じ装飾（パネル等）を実施すること。
 - ・体験コンテンツを展開する上で必要な資材はレンタルする等、受託事業者にて手配を行うこと。
 - ・イベント時間内には常にスタッフを配置すること。
 - ・一連の運営マニュアルを作成すること。

第3 成果物

下記について紙及びデータ形式で納品すること。

項目（第2 業務内容のうち）	成果物内容	数量
1・2 共通	運営マニュアル	1 式
1 (2) ア	ステージ企画進行台本	1 式
1・2 共通	報告書	1 式

第4 その他留意事項

- ・イベント開催中に発生した事故による来場者の傷害及び協議会関係者の所有する器物等の破損・汚損等に対する補償に対応できるイベント保険の加入・手続を必要に応じて行うこと。
- ・飲食物の提供等を行う場合、保健所等への許認可又は届出手続を必要に応じて行うこと。
- ・委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、事務局に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- ・受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。